

東かがわ市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)の概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき、市行動計画を作成し、国、県、事業者等と連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進する。

市行動計画の構成

【第1章 はじめに】

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
- 2 取組の経緯
- 3 市行動計画の作成

【第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針】

- 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な方針
- 2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方
- 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点
- 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等
- 5 対策推進のための役割分担
- 6 市行動計画の主要7項目
- 7 発生段階

【第3章 各段階における対策】

- 1 未発生期
- 2 海外発生期
- 3 国内発生早期
- 4 国内感染期
- 5 小康期

【主要7項目】

- (1) 実施体制
- (2) サーベイランス・情報収集
- (3) 情報提供・共有
- (4) まん延防止
- (5) 予防接種
- (6) 医療
- (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

【行動計画の特徴】

特措法の規定により「県行動計画」に基づき作成

【対象となる感染症】

- (1) 新型インフルエンザ等感染症
- (2) 新感染症

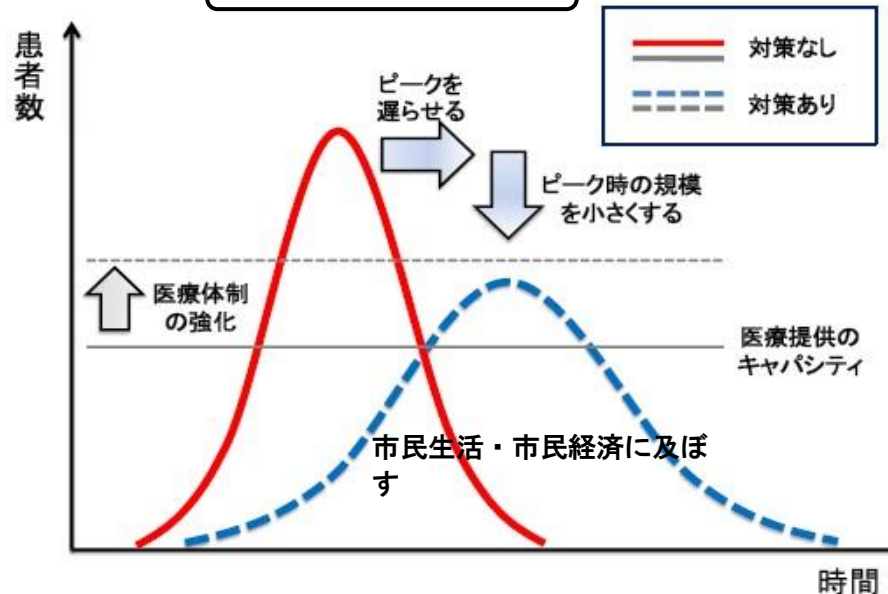
【対策の目的と戦略】

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小になるようにする。

【実施上の留意点】

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 危機管理としての特措法の性格
- (3) 関係機関相互の連携協力の確保
- (4) 記録の作成・保存

【対策の効果概念図】



参考：流行規模・被害想定

- 発病率 全人口の約25%
- 医療機関受診患者数 約3,300人～6,400人
- 死亡者数 約40人～170人
- 従業員の欠勤最大40%程度 (ピーク時の2週間)

*国の被害想定を単純に本市の人口比に当てはめたもの

*上記推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の効果、現在の我が国の医療水準等を一切考慮していない。

市行動計画の発生段階ごとの対策の概要

発生段階	未発生期	海外発生期	国内発生早期 県内未発生期／県内発生早期	国内感染期 県内未発生期／県内発生早期／県内感染期	小康期
対策の考え方	・発生に備えた体制整備 ・発生に備えた情報収集と提供	・国内侵入をできるだけ遅らせる ・国内発生に備えた体制整備	・流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 ・感染拡大に備えた体制整備	・対策の主眼を感染拡大防止から被害軽減に変更 ・必要な事業活動を継続	・第二波に備えた第一波の評価 ・医療体制、社会経済活動の回復
1 実施体制	国、地方公共団体、指定（地方）公共機関等を挙げて ・市行動計画の作成、見直し ・体制の整備 ・国・県との連携の強化	（地方）公共機関等を挙げて ・市対策本部幹事会の開催	の体制強化 ・市対策本部幹事会の開催 国の「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」により市対策本部を設置	緊急事態宣言」により市対策本部を設置	・国の「新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言」により市対策本部を廃止 ・市行動計画の評価、見直し
2 サーベイランス・情報収集	・新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ・県のサーベイランスへの協力	・新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ・県のサーベイランスへの協力（国内発生に備えたサーベイランスの強化）	・新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ・県のサーベイランスへの協力（新型インフルエンザ等患者の全数把握、学校等での集団発生の把握強化）	・新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ・県のサーベイランスへの協力（全数把握の中止、学校等での集団発生の把握を通常に戻す）	・新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ・県のサーベイランスへの協力（学校等での集団発生把握の強化）
3 情報提供・共有	一元的な情報発信、市民への分かりやすい情報提供 ・対策の普及・啓発 ・情報提供体制の整備	の分かりやすい情報提供 ・市民への情報提供と注意喚起 ・国、県、関係機関との情報の共有 ・相談窓口等の設置	・相談窓口等の体制の充実・強化	・相談窓口等の継続	・相談窓口等の体制の縮小
4 まん延防止	・個人、地域、職場における対策の普及啓発	・県の対策への協力（検査の強化）	・県の対策への協力（不要不急の外出の自粛要請、学校等の施設の使用制限）	・県の対策への協力（※不要不急の外出の自粛要請、学校等の施設の使用制限） ※医療体制の負荷が過大となる場合	

市行動計画の発生段階ごとの対策の概要

発生段階	未発生期	海外発生期	国内発生早期 県内未発生期／県内発生早期	国内感染期 県内未発生期／県内発生早期／県内感染期	小康期
対策の考え方	・発生に備えた体制整備 ・発生に備えた情報収集と提供	・国内侵入をできるだけ遅らせる ・国内発生に備えた体制整備	・流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 ・感染拡大に備えた体制整備	・対策の主眼を感染拡大防止から被害軽減に変更 ・必要な事業活動を継続	・第二波に備えた第一波の評価 ・医療体制、社会経済活動の回復
5 予防接種	・市民への啓発、情報提供 ・市民への予防接種体制の整備	・特定接種の準備、開始 ・住民接種の準備	・住民接種の準備・開始	・住民接種の継続	・第二波に備えた予防接種の継続
6 医療	・県内感染期に備えた県の対策への協力（地域医療体制の整備、抗インフルエンザ薬の備蓄、検査体制の整備）	・県の対策への協力（帰国者・接触者外来の設置、帰国者・接触者相談センターの設置、医療体制の整備）	・県の対策への協力（帰国者・接触者外来の診療体制、帰国者・接触者相談センターの相談体制継続、一般医療機関における診療の開始）	・在宅療養患者の生活支援 ・県の対策への協力（帰国者・接触者外来、相談センター、入院措置の中止）	・第二波に備えた県の対策への協力（抗インフルエンザ薬の備蓄）
7 市民生活及び市民経済の安定の確保	・要援護者の状況把握と生活支援の検討 ・火葬能力等の把握 ・必要な物資の備蓄	・一時的に遺体を安置する施設の確保に向けた準備	・水の安定供給 ・消費者としての適切な行動の呼びかけ ・事業者への買占め、売り惜しみ防止の呼びかけ	・水の安定供給 ・消費者としての適切な行動の呼びかけ ・事業者への買占め、売り惜しみ防止の呼びかけ ・埋葬・火葬の特例等	・消費者としての適切な行動の呼びかけ ・事業者への買占め、売り惜しみ防止の呼びかけ